

議案第 5 号

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 5 年 3 月 23 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 提案理由

令和 5 年 4 月 1 日付けの組織体制の見直しに係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

- (1) 情報教育推進室を、教育総務課から指導課に移管する。
- (2) 生涯学習部生涯学習課の学習総務係を「地域の学びの企画係」に変更し、文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全ての活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関することを分掌させる。
- (3) 新たに、教育監の職を設置する。
- (4) 美術館長及び学芸員の職を廃止する。
- (5) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(東広島市教育委員会組織規則の一部改正)

第 1 条 東広島市教育委員会組織規則（平成 1 9 年東広島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表学校教育部の部中

「

教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係
情報教育推進室	情報教育係

を

」

「

教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係
-------	-------------------

に、

」

「

指導課	
-----	--

を

」

「

指導課	
情報教育推進室	

に改め、

」

同表生涯学習部の部中「学習総務係」を「地域の学びの企画係」に改める。

第6条第1項の表教育総務係の項第4号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同項中第28号を第29号とし、第27号を第28号とし、第26号の次に次のように加える。

(27) 学校における情報機器の整備に関すること。

第6条第1項の表情報教育推進室情報教育係の項を削り、同条第3項の表中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次のように加える。

(6) 情報教育の推進に関すること。

第7条第1項の表学習総務係の項中「学習総務係」を「地域の学びの企画係」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全ての活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関すること。

第7条第1項の表地域の学びの企画係の項中第3号を削り、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

(東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、学芸員」を削り、同条第2項中「、主事及び学芸員」を「及び主事」に改める。

別表第1理事の項の次に次のように加える。

教育監	部	上司の命を受け、教育長及び部長を補佐し、命ぜられた部の事務を整理する。	必要に応じ置く。
-----	---	-------------------------------------	----------

別表第2組織規則第20条に規定する美術館（以下この部において「美術館」という。）の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新			旧		
（事務局の内部組織）			（事務局の内部組織）		
第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。			第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。		
部	課及び室	係等	部	課及び室	係等
学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係
	学事課	学務職員係、保健給食係		情報教育推進室	情報教育係
	指導課			学事課	学務職員係、保健給食係
	情報教育推進室			指導課	
生涯学習部	生涯学習課	地域の学びの企画係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係
	文化課 市史編さん室	文化財係、芸術振興係、調査係 市史編さん係		文化課 市史編さん室	文化財係、芸術振興係、調査係 市史編さん係
	青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係		青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係
（学校教育部の分掌事務）			（学校教育部の分掌事務）		
第6条 学校教育部教育総務課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。			第6条 学校教育部教育総務課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		
教育総務係			教育総務係		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定によるエネルギーの使用の合理化に係る事務の総括に関すること。			(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定によるエネルギーの使用の合理化に係る事務の総括に関すること。		
(5)～(26) (略)			(5)～(26) (略)		
(27) 学校における情報機器の整備に関すること。			(27)・(28) (略)		
(28)・(29) (略)			学校財務係		
学校財務係			(1)～(3) (略)		
(1)～(3) (略)			施設安全係		
施設安全係					

新		旧	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(削る)		情報教育推進室情報教育係	
		(1) 学校における情報機器の整備に関すること。	
		(2) 情報教育の推進に関すること。	
2 (略)		2 (略)	
3 学校教育部指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		3 学校教育部指導課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	
(6) 情報教育の推進に関すること。		(新設)	
(7)～(20) (略)		(6)～(19) (略)	
(生涯学習部の分掌事務)		(生涯学習部の分掌事務)	
第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。	
地域の学びの企画係		学習総務係	
(1) 部の総括事務に関すること。		(1) 部の総括事務に関すること。	
(2) 文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全ての活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関すること。		(2) 生涯学習の総合的な施策に関する企画及び調整に関すること。	
(削る)		(3) 生涯学習推進本部に関すること。	
(3)～(6)		(4)～(7)	

新				旧			
(職員の職)				(職員の職)			
第4条 前条に規定する職のほか、主任主事、主事_____及び給食調理員を置く。				第4条 前条に規定する職のほか、主任主事、主事、 <u>学芸員</u> 及び給食調理員を置く。			
2 主任主事 <u>及び主事</u> _____は、上司の命を受け、事務に従事する。				2 主任主事、 <u>主事及び学芸員</u> は、上司の命を受け、事務に従事する。			
3 (略)				3 (略)			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
部長	部	教育長の命を受け、所属職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。		部長	部	教育長の命を受け、所属職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。	
理事		教育長の特命事項を統括し、関係部局長と連携して施策の積極的な推進を図る。	必要に応じ置く。	理事		教育長の特命事項を統括し、関係部局長と連携して施策の積極的な推進を図る。	必要に応じ置く。
<u>教育監</u>	<u>部</u>	<u>上司の命を受け、教育長及び部長を補佐し、命ぜられた部の事務を整理する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>				
次長	部	上司の命を受け、部長を補佐し、命ぜられた部の事務を整理する。	必要に応じ置く。	次長	部	上司の命を受け、部長を補佐し、命ぜられた部の事務を整理する。	必要に応じ置く。
(略)				(略)			
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
職の置かれる組織	職名	職務	備考	職の置かれる組織	職名	職務	備考
(略)				(略)			
(削る。)				<u>組織規則第20条に規定する美術館（以下この部において「美術館」という。）</u>	<u>館長</u>	<u>上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、美術館の事務を掌理する。</u>	